

米国知的財産権法協会（AIPPLA） 2025年次総会の詳報

筆者：クリスティーナ・ステンダー (Christina Stender)

毎年、米国知的財産権法協会（AIPPLA）による年次総会が開催されます。今年の総会は、ワシントンD.C.の中心部で行われました。今回の年次総会には多くの熟練した知的財産（IP）専門家が出席した一方で、沢山の学生を含め、初めの参加者と新しい会員も大勢来会しました。

例年通り、総会においていくつかのセッションが行われました。これらのセッションにおけるディスカッションのトピックスとして、世界中の特許庁の動向、人工知能（AI）に関する「旬の話題」、知的財産権法分野におけるキャリアの探索、メンティー／メンターのネットワーキング、大手企業の企業内弁護士との協働し方、世界知的所有権機関（WIPO）における過去一年の変化、知的財産分野で働く女性の朝食、倫理観等などが含まれました。個人の知的財産分野における経験の長さに関心の深さに関係なく、誰にとっても興味のあるものがありました。

まだ経験の浅い専門家にプレゼンテーションするチャンスを与える特別セッションが設けられました。このセッションにおけるディスカッションのトピックスは、「ジュエリー業界におけるトレード・ドレス」から、「どうして、USPTOが2025年8月4日に公表した、第101条に基づくクレームの特許適格性判断に関する注意喚起であるメモランダムが、ビデオゲーム技術に関する米国特許出願件数の増加に繋がったか」にわたって幅広く設定されました。

各セッションはそれぞれ異なる実質的なテーマを題目にしていますが、ほぼ全てのセッションには1つの共通点があります。それが、AIがどのように知的財産実務の分野に影響を与えているかに関するディスカッションでした。知的財産権法におけるAIの題材は決して新しいものではありませんが、今回の2025年次

総会において AI について広範に議論されたことから、この話題の決着にはまだ程遠い状況であり、新しい課題が起これ続けるということが強調されました。

AI に関する「旬の話題」のセッションにおいて、AI アシスタントを用いて作成された特許出願が特定の管轄機関において出願できないということが特に述べられました。その一方で、特許ドラフティングの基本をテーマにした別のセッションにおいて、講演者が、特許出願の作成において人工知能を使用することを提唱しました。そのセッションでは、ある出席者のクライアントが特許弁理士に特許出願ドラフティングの補助として AI ツールを使うよう要求していることがさえ言及されました。この不一致によってもまた、多くの特許事務所が現在直面している AI の使用に関する難題が強調されました。特許事務所が特許出願のドラフティング時に AI ツールを補助として使用する前に考慮し得る問題は、次のように挙げられます。クライアントがどの管轄機関に出願するか。国民又は居住者である発明者が属する国がどの締約国か。どの AI ドラフティングツールが最も事務所に適しているか。事務所は如何に、反復的なドラフティングプロセスにおいて AI ツールにより作成される特許出願を非公開かつ機密性のままにすることを確保するか。AI ドラフティングツールを使用する前に IP 専門家はどの程度の経験が必要か。特許出願作成者がどうやって、AI ツールを利用して作成された特許出願をレビューし、それらの出願は文脈的にも技術的にも正確で AI 「ハルシネーション」ではないことを確保できるか。

更に、専門家は特許出願のどの部分を AI ドラフティングツールで作成すべきか。AI ドラフティングツールは特許出願全体、それとも、クレームと図面が専門家により作成された後に明細書の部分のみのドラフティングの補助として使用されるべきか。AI ドラフティングツールを明細書のドラフティングのみの補助として使うことが妥当なように見える一方で、専門家はこのやり方に警戒すべきです。明細書を作成する過程において、先にクレームと図面を作成した時点で正し

く認識されていなかった発明の細かい点とニュアンスに気付くことがしばしばです。AIドラフティングツールを使用して細書を作成すると、重要となる可能性のあるそれらの細かい点とニュアンスが見落とされてしまうかもしれません。これは、クライアントと専門家の関係に影響を及ぼし、出願自体が審査時に比較的弱い特許出願となってしまうという有害な結果をもたらす得ます。しかしながら、多くの専門家は、AIドラフティングツールを、特許作成のコストを抑える手段として考えています。それは確かにそうかもしれませんが、AIツールに頼ることで審査段階と付与後手続において追加のコストが発生し得て、或いは、もっと悪いことに、特許性のある出願を放棄してしまうという結果となり得るから、全体的なコスト削減と出願品質こそが考慮されるべきことです。より国際的な視点から見ると、特許出願において発明の細かい点とニュアンスを取り損なうと、クライアントの知財目標によっては、クライアントの特許ポートフォリオが時間と共に弱まってしまうこともあり得ます。

知的財産におけるAIを使用する時代が到来した、或いは、少なくとも不可避免なことだから、AIドラフティングツールを使いつつ発明の細かい点とニュアンスを捉えることが、ドラフティング前にクライアントから専門家に伝えられた発明の再構成に役立ちます。発明を詳述する簡潔な情報開示の記載はもはや十分ではないかもしれません。情報開示の記載を補足するために、クライアントは、必要な情報開示ミーティングを考慮し得て、或いは、時間がかかりすぎる場合、情報開示ビデオを考慮し得ます。

AIPLAの年次総会におけるAI中心の議論は、AIに関する数々の他のトピックのうち、(米国のPannuファクターが特に言及された)AI支援を利用した発明者要件、著作権に優しいどの管轄機関が著作権で保護される素材を用いる人工知能モデルの訓練に最も適しているか、そして、第101条によって拒絶された場合のAI関連発明の応答方針に関する議論に続きました。

総会は多くの質問が回答されないままで閉幕を迎えましたが、これらの質問の提起とそれらに関する議論により、クライアントと専門家と事務所と管轄機関との間の IP に優しい意見交換及び協働の重要性が強調されました。知的財産における AI に関してはおそらく、全世界に適用可能な解決策は存在しないから、クライアント、専門家、事務所及び管轄機関が AI 関連トピックスについて率直に意見交換を行うことは絶対に必要です。オープンで合議的なコミュニケーションによるのみ、関連利害関係者は、自身の異なる IP 目標が考慮され、自身に最適なやり方が見付かります。AIPLA の年次総会によってこの友好的意見交換が培われたと言っても過言ではありません。このように、IP 専門家として、IP 関連イベントに出席し、絶え間なく常に変化する AI に関する議論を続けることこそが重要です。